

大船渡市省エネ家電等買替え促進事業に係るよくある質問

■事業全般について

Q 1 本事業の目的は何ですか。

既存の家電等から省エネ性能の高い家電等に買替えることで、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減すること、温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的としています。

また、家電の購入は市内の店舗・事業所に限定し、助成金を大船渡地域商品券により交付することで、幅広い業種での消費需要喚起を図ることも目的としています。

Q 2 エアコン、冷蔵庫、給湯器が対象家電となるのはなぜですか。

家庭において頻繁に使用され、消費電力が大きいものを選定しました。

また、これらは価格が高価であることから、助成を行うことで買替えにつながると考えています。

Q 3 助成対象となる「省エネ家電」はどのようなものですか。

経済産業省が定めている省エネ基準達成率（トップランナー制度における、機器区分ごとに定められた基準をどのくらい達成しているかを%で表したもの）が、目標年度の100%以上のものを対象としています。

目標年度は家電等によりそれぞれ異なり、エアコンが2027年度、冷蔵庫が2021年度、給湯器が2025年度となります。

Q 4 省エネ基準達成率はどのように確認するのですか。

家電に表示されている「統一省エネラベル」により確認するもので、販売店の店頭やカタログ、省エネ型製品情報サイトで確認できます。

なお、省エネ性能（最高は5つ星）は助成要件としていません。



Q 5 この事業の助成額はいくらですか。

助成額は、対象家電等の本体価格及び消費税額の4分の1とし、5万円を限度とします。なお、1,000円未満は切り捨てとなります。

Q 6 対象となる経費には、運送料やリサイクル料は含みますか。

含みません。助成対象額は、家電の本体価格と消費税額のみとなります。

Q 7 この事業の予算額はいくらですか。

2,000万円です。予算がなくなり次第申請受付を終了します。

なお、全て上限額（5万円）で申請された場合、400件の助成となります。

■対象者について

Q 8 申請できる人の条件は何ですか。

次の全てに該当する人になります。

- (1) 自ら居住する市内にある住宅の既存の家電等を、同種の省エネ家電等に買替え設置する市民。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 同世帯の人がこの事業の助成を受けていないこと。

※令和6年2月に行った省エネ家電等買替え促進事業において申請を行い、助成を受けた世帯は対象となりません。

Q 9 市税の滞納については、納税証明書の提出が必要ですか。

提出は不要ですが、申請書に「市税の納税状況その他交付要件の確認のために必要な事項について、市長が指定する職員が調査を行うことを承諾します。」とありますので、申請後、市職員が納税状況を確認させていただきます。

Q 10 住んでいる賃貸住宅の家電を買い替えた場合は対象になりますか。

対象となります。なお、自らが住んでいなければ対象なりません。

Q 11 事業所の家電を買い替えた場合は対象になりますか。

対象なりません。

Q 12 併用住宅（店舗兼自宅等）の家電を買い替えた場合は対象になりますか。

居住部分に設置している家電を買い替えた場合は対象になります。

■家電の購入について

Q 13 家電はいつ買えば助成対象になりますか。

令和6年7月22日以降に買った家電が対象となります。

Q 14 家電はどこで買ってもよいですか。

市の店舗・事業所より購入する必要があります。

なお、電気工事事業者がエアコンを仕入れ、設置する場合や、給湯器を水道業者・ガス業者が仕入れ、設置する等、家電販売が主でない事業者についても対象となります。

Q15 家電購入後はすぐに申請ができますか。

家電を自宅に設置し、既存のエアコン・冷蔵庫はリサイクルを行う必要があります。申請時には、領収書のほかにリサイクル券が必要です。なお、給湯器は家電リサイクル法の対象外であることから、設置前後の写真を提出する必要があります。

Q16 新規で家電を購入する場合は対象になりませんか。

対象なりません。

Q17 エアコン・冷蔵庫・給湯器のうち2つを購入した場合の補助はどうなりますか。

どれか1つのみ対象となり、最も高い家電で申請いただくこととなります。

Q18 市内に店舗がある家電量販店のインターネット通販は対象になりますか。

対象なりません。

Q19 既存のエアコン・冷蔵庫は、リサイクルショップへの販売や、譲ったりしてはいけませんか。

既存の省エネ基準達成率が低い家電を引き続き使用することは、本事業の目的である家庭のエネルギー費用負担及び温室効果ガスの削減に当たらないことから、処分することを条件とします。

■申請について

Q20 申請期間はいつからいつまでですか。

8月1日～10月20日を申請受付期間とします。

なお、予算の範囲内で申請を受け付けることから、早期に終了するケースもあります。

Q21 申請場所はどこですか。

申請場所は、盛町字町10-11サン・リア2階「みんなの窓（BPOセンター大船渡）」です。

Q22 申請の問い合わせに係る電話はどこにかければ良いですか。

問い合わせ先は、「大船渡市省エネ家電等買替え促進事業コールセンター」です。

電話番号は、0120-880-156です。

Q23 申請等の受付時間はいつからいつまでですか。

申請受付、電話問い合わせは、いずれも午前9時から午後7時までとなります。

なお、土日祝日も対応します。

Q24 郵送やネットの申請はできますか。

窓口申請のみとなります。

Q25 申請時に必要なものは何ですか。

下記のとおりとなります。

- (1) 対象家電等購入に係る領収書又はレシートの写しで、①購入日、②購入した店舗又は販売者名③購入製品名又は型番、④購入費用及びその内訳の全てが記載されているもの。
- (2) 対象家電等の省エネルギー基準達成率が確認できるカタログ等の写し。
- (3) エアコン及び冷蔵庫を購入した場合は、買い替え前の同家電をリサイクルしたことを証明する書類（家電リサイクル券控えの写し）。
- (4) 給湯器を購入した場合は、設置前及び設置後の写真。

Q26 世帯主でなくても申請できますか。

世帯員でも申請できます。

ただし、申請は世帯で1回となります。

Q27 他の補助との併用はできますか。

併用可能です。

なお、他の補助において、併用が可能かをご確認ください。

Q28 電気店の納品が遅れる場合、領収書のみで申請はできますか。

納品、設置、既存家電のリサイクルが条件となることから、申請できません。

Q29 予算の上限に達したかは、どのように確認すればよいですか。

ホームページ、市公式SNS（X（ツイッター）、ライン）により周知します。

申請状況のイメージ

予算額	申請額
20,000,000円	○,○○○,○○○円 (○○%)

Q30 二世帯住宅の場合は、別々の世帯で申請できますか。

申請者の世帯が別であれば申請できます。

■助成金交付について

Q31 申請から助成までどのくらいかかりますか。

審査の期間にもよりますが、申請から概ね1か月程度で交付決定通知及び商品券受領書が送付されます。

決定通知及び受領書を申請場所（後日お知らせします）に持参いただくことで、その場で商品券を交付します。

Q32 商品券の受け取りについて、郵送での対応はできませんか。

確実な受け渡しを行うため、受け渡しは手渡しのみとなります。

Q33 商品券の受け取りについて、代理人の対応はできませんか。

やむを得ない場合は、委任状をいただくことで代理人の受け取りも可とします。